組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月十九日

兵庫県伊丹市寺本四丁目七九番地六―一〇四号　東洋センタリング合同会社

代表社員　土井　清人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はございません。

平成二十八年五月十九日

東京都国立市中二丁目一九番地の九五　有限会社二七

代表取締役　山口　廣太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月十二日

掲載頁　四十一頁（号外第一〇五号）

平成二十八年五月十九日

東京都練馬区石神井町五丁目二三番一一号　株式会社宇多川

代表取締役　宇多川富次

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を八百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月十九日

神奈川県平塚市東真土一丁目九番六号　有限会社エイジャクス

代表取締役　斎藤　猛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月十九日

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東四番地二　有限会社旦念亭

代表取締役　土屋　敏久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億四百八十万円、資本準備金の額を二億九千百三十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月三十一日

掲載頁　一〇二頁（号外第七十四号）

平成二十八年五月十九日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号　ビズネット株式会社

代表取締役　山本　哲男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十九日

東京都江東区南砂二丁目三三番四号　東邦ステンレス工業株式会社

代表取締役　高橋　邦夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十九日

神戸市中央区御幸通八丁目一番一四号　ヨシマツ貿易株式会社

代表取締役　春日　宏仁

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十九日

長崎県長崎市中里町一七三〇番地一　株式会社デイワン

代表取締役　川上雄之介

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市西区枇杷島二丁目九〇六番地、最後の住所愛知県名古屋市西区枇杷島二丁目九番九号　被相続人　亡　伊神　吉孝

右被相続人は平成二十八年二月七日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

愛知県名古屋市西区名西一丁目一番二号グラン・コート名西一三〇一号　相続財産管理人　伊神　雅司

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所

右代理人　弁護士　稲垣　仁史

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年一月二十二日開催の臨時総会において、出資一口の金額を二十万円から五万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年五月十九日

香川県高松市古新町二番地三　香川県保険流通業協同組合

代表理事　本木　康仁

訂正公告

平成二十八年四月一日（号外第七十八号）掲載の決算公告中、「**株式会社リュド・ヴィンテージ目白**」とあるは「**株式会社リュド・ヴィンテージ目白**」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十八年五月十九日

東京都中央区明石町二番一号　株式会社リュド・ヴィンテージ目白

代表取締役　髙倉　満

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七四	下	終りから一	「第六十六条の四第八項」	「第六十六条の四第八項」の誤り。

平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）公布政令第百四十六号（法人税法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

三三九	下	二〇	所得価額	取得価額

平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）国土交通省告示第五百六十一号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二一五	上	二一	係	係数
〃	〃	二四	〃	パーセント
〃	〃	終りから一三	%	組合せ
〃	下	一二	四組み合わせ	全て
二一六	〃	〃	五すべて	五限りでない。
二一七	上	〃	〃	限りでない。

平成二十八年五月二日（号外第九十九号）叙位・叙勲欄中

（原稿誤り）

三五	二	一八	「新保　勲」	は死亡により削る。
三六	四	一三	「大橋　等」	は死亡により削る。
四一	三	二〇	「柴山　隆之」	は死亡により削る。
四九	四	終りから一一	「宋　文薫」	は死亡により削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十九日付第一一〇号四十日付衆会第一五号一二ページ

八ページ●同日付政府調達第九二号一二ページ●三月一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）